



注目情報

## 市が主催するイベント等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今号記載の市が主催するイベント等については、中止等する場合があります。



最新情報は、市のホームページやフェイスブック、ツイッターなどでお伝えします。

### 今号の主な記事

2面：新型コロナウイルス感染症で影響を受けている方に対する支援情報 3面：特定健康診査・後期高齢者医療健康診査  
4面：生涯学習人材バンク登録講座 5面：障害者就労生活支援センター 6・7面：情報マップ 8面：あなたのまちから

1人につき10万円を給付します

# 特別定額給付金

特別定額給付金の申請書を郵送しましたので、申請手続きをお願いします（既にオンライン申請をしている方にも行き違いで申請書が送付される場合があります。その場合は、申請書の返送は不要です）。提出前に記載誤りや必要書類の不足等が無いかご確認のうえ、ご提出ください。

市民の皆さんの安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を徹底するため、原則として窓口での申請・給付は行いません。  
お問合せは、下記コールセンターにお電話をお願いします。

## 申請の流れ

申請期限 8月26日(水)まで  
(郵送申請の場合、期限日必着)

### 郵送申請

世帯主宛に届いた申請書に必要事項を記入し必要書類を同封する



- ・申請書に必要事項を記入する
- ・必要書類(本人確認書類(氏名・生年月日がわかるもの)・振込先口座確認書類(通帳等)の写し)を用意する

窓口での受付は行いません  
必ず郵送でご提出ください

申請書・必要書類を市に返送する



- ・申請書及び必要書類を同封の返信用封筒(切手不要)に入れ、ポストに投函する
- ※郵送申請では、代理申請が可能です。その場合、同一世帯の方を除き、代理関係確認書類の同封が必要です。

### オンライン申請

市のホームページ(右の二次元コードよりアクセス可)をご覧ください。



お返送前にお確かめください

- 振込先口座は、個人名義の口座(屋号のないもの)で、現在も使用できますか?
- 振込先口座確認書類には、以下の情報が載っていますか?  
①金融機関名 ②支店名 ③預金種目 ④口座番号 ⑤口座名義人(カナ氏名)  
※一つの書類で確認できない場合は、複数の書類を同封してください。
- 確認書類の写しは鮮明ですか?

## よくあるご質問

### 代理人として申請できるのはどのような人ですか?

同一世帯の方

基準日(4月27日)現在において世帯主と同じ世帯の構成員の方

法定代理人

成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人・補助人など

その他

親族その他の平素から世帯主本人の身の回りの世話をしていると市長が認める方(民生委員、児童養護施設職員など。詳しくは、お問い合わせください)

### 給付はいつ頃になりますか?

オンライン申請分は5月19日に給付を開始しました。郵送申請分は6月上旬以降、順次振込みを行います。

また、申請から給付までに要する期間は、最短で2週間程度です(申請が一定期間に集中すると、さらに日数を要する場合がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします)。

## 問合せ

申請・給付について

東大和市コールセンター ☎ 042-567-5655 まで。  
(平日午前8時30分～午後5時)

制度について

総務省コールセンター ☎ 0120-260020 へ。  
(土・日曜日、祝日を含む午前9時～午後8時)

# 子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への支援を行うため、児童手当の受給者(所得制限超過により特例給付を受けている方は除く)に対し、給付金を給付します。

詳細は、市のホームページまたは、5月下旬にお送りした(公務員の方は除く)案内文書をご覧ください。

▷問合せ 東大和市コールセンター ☎ 042-567-5655 まで。

### 支給対象者

令和2年4月分(お子さんが現在高校1年生の場合は、令和2年3月分)の児童手当を受給されている方  
※所得制限超過により特例給付(児童1人あたり5,000円)を受給している方は除く

### 支給手続き

原則不要(公務員の方のみ手続きが必要)

公務員の方の手続き

所属庁(職場)から申請書(受給証明書)を受け取り、必要事項を記入のうえ、子育て支援課まで郵送してください。  
▷申請期限 9月30日(水)まで

### 支給額

児童1人あたり10,000円

### 支給時期 支給方法

6月26日(金)に、児童手当受給口座に振込み(予定)

※公務員の方は、申請書の審査後、6月下旬以降、順次、申請時の指定口座に振込みます。

## 新型コロナウイルス感染症に関する問合せ

5月25日現在の新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先をお知らせします。なお、市からの最新のお知らせは市のホームページをご覧ください。

生活・事業に影響を受ける方への支援情報

生活や事業に影響を受ける方に対する支援情報を2面で紹介します。同様の情報は市のホームページにも掲載しています。



### 東京都新型コロナコールセンター

☎0570-550-571(午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む))

聴覚に障害のある方等、電話での相談が難しい方向けの相談窓口

ファクス03-5388-1396

### 新型コロナ受診相談窓口

☎042-524-5171(多摩立川保健所内)(平日:午前9時～午後5時)

☎03-5320-4592(平日:午後5時～翌午前9時/土・日曜日、祝日:終日)

# 新型コロナウイルス感染症で影響を受けている方に対する支援情報

新型コロナウイルス感染症で生活や事業に影響を受ける方に対する支援情報のうち、市の情報を中心に紹介します。各制度の詳細は、市のホームページや各問合せ先にお問い合わせください。また、下記以外の制度については、市のホームページや東京都ホームページ「新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ」などをご覧ください。

## 家計への支援について

※特別定額給付金・子育て世帯への臨時特別給付金については、1面をご覧ください。

対象	名称	概要	申請・申込み	問合せ
市税・国民健康保険税・保険料・下水道使用料の支払いにお困りの方	徴収猶予の特例	納税が困難となった納税者に、徴収の猶予を行います(最大1年間。無担保・延滞金なし)	必要	納税課・内線 1091
	国民健康保険税の減免	主たる生計維持者の事業収入等が3割以上減少した場合、保険税の減免を行います(前年の所得金額等の要件あり)	必要	保険年金課・内線 1029
	国民年金保険料の免除	一定の基準まで所得が減少した場合、保険料の免除を行います	必要	保険年金課・内線 1033
	国民年金保険料学生納付特例の申請簡素化	学生証の発行が遅れている場合でも申請を可能とします(後日、発行された学生証の提出が必要)	必要	保険年金課・内線 1033
	介護保険料の減免	支払いが困難になった第1号被保険者に対し、保険料の減免を行います(一定の要件あり)	必要	高齢介護課・内線 1136
	下水道使用料の支払猶予	支払いが困難になった使用者に支払猶予を行います(個人・法人のすべての使用者が対象)	必要	東京都水道局多摩お客さまセンター ☎0570-091-101 または ☎042-548-5110
児童・生徒の保護者	保育料の減額	登園自粛を要請している期間において、登園自粛した日数に応じ保育料を日割りで減額します	不要	保育課・内線 1753
	学童保育所育成料の減免	4月13日以降に利用していない方については、月単位で利用料の減免を行います	必要	青少年課・内線 1741
	就学援助費制度	公立小・中学校に通う子どもがいて、生活が困窮している世帯などを対象に、就学に必要な費用の一部を援助します	必要	教育総務課・内線 1522
休業や失業で生活資金にお困りの方	緊急小口資金・総合支援資金	休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための生活費を必要とする世帯に貸付を行います	必要	東大和市社会福祉協議会 ☎042-564-0012
住居を失った・失うおそれがある方	住居確保給付金の支給	離職・休業等により収入が減少し、住居を失う、失うおそれがある方に一定期間家賃相当分を給付します	必要	東大和市暮らし・しごと相談センター「そえる」・内線 1081
障害年金を受給中の方	障害年金診断書の提出期限延長	障害年金診断書の提出期限を1年間延長します	不要	保険年金課・内線 1033

## 会社・事業者の方への支援について

※下記以外の各機関の相談窓口や、資金繰り支援等については、市のホームページ(右の二次元コードからアクセス可)をご覧ください。



対象	名称	概要	申請・申込み	問合せ
法人市民税の申告・納付にお困りの事業者	法人市民税の申告・納付期限の延長	期限までに法人市民税の申告・納付が行えない場合、期限の延長を行います	必要	課税課・内線 1052
前年同月比50%以上売上が減少した事業者	持続化給付金	中・小法人など200万円、個人事業主100万円を上限に給付されます	必要	持続化給付金コールセンター(経済産業省) ☎0120-115-570
施設の使用停止や営業時間短縮に全面的に協力いただいた中小企業及び個人事業主	東京都感染拡大防止協力金	50万円(2事業所以上で休業等に取り組む事業者は100万円)が給付されます	必要	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター ☎03-5388-0567
	東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金	15万円(2事業所以上で自主的な休業に取り組む事業者は30万円)が給付されます	必要	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター ☎03-5388-0567

### 狂犬病 予防注射

狂犬病予防法では、生後91日以上の飼い犬には毎年1回、4月～6月の間に狂犬病予防注射を受けさせ、注射済票を犬に装着しなければならぬと定められています。

しかし、今年度については、通常の接種時期を超え、7月以降に受けることも可能とする方向で厚生労働省が検討を進めています。狂犬病予防注射をまだ受けていない場合は、動物病院で注射を受け、環境課(市役所3階)で注射済票の交付手続きをしてください。飼い犬の登録をしない方も、環境課で手続きが

必要です。  
 ▽持ち物 病院の注射済証(証明書)、市のはがき(お持ちの方のみ)  
 ▽費用(1頭)  
 ●狂犬病予防注射済票の交付…550円  
 ●飼い犬の登録(未登録の方)…3,000円  
 ▽問合せ 環境課・内線1272まで。

### 実施します 工業統計調査

我が国の工業の実態を明らかにするため、工業統計調査を実施します。調査員が電話にて、事業所の概要をお聞きしたうえ

で、対象となる事業所に調査書類を送付します。回答は、郵送・インターネットで行ってください。調査の内容等に関するお問い合わせは、コールセンターへご連絡ください。  
 ▽対象 従業員4人以上の全ての製造事業所(6月1日時点)

▽問合せ  
 【調査の内容・調査事項の記入について】工業統計調査コールセンター ☎0120-805-071へ。  
 ※受付は、12月28日(月)までの平日午前9時～午後6時。【その他の問合せについて】総務管財課・内線1312まで。

### 児童手当・児童育成手当

◎児童手当・児童育成手当 現況届をご提出ください  
 6月中旬に、手当を受給

している方に現況届を郵送します。6月以降も手当を受給するためには、現況届の提出が必要です。  
 ▽提出期限 6月30日(火)  
 ◎今月は児童手当・児童育成手当の振込月です  
 2～5月分の手当を6月

5日(金)に振込みます。振込みから口座に入金されるまでに日数がかかる場合がありますので、ご了承ください。  
 ◆以上の問合せは、子育て支援課・内線1761まで。

### 令和2年度 市民税・都民税納税通知書

令和2年度市民税・都民税納税通知書を6月10日(水)に発送します。第1期の納期限は、6月30日(火)です。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な場合は、納税課にお問い合わせください。

また、令和2年度市民税・都民税課税(非課税)証明書は、6月10日(水)から課税課(市役所1階)、清原市民センター、コンビニ各店で発行します。  
 ※申告期限が延長となった3月17日以降に確定申告された一部の方は、納税通知書の発送が、7月以降となる場合があります。また、その場合、課税(非課税)証明書の発行も7月7日(火)

以降となります。  
 ※同一生計配偶者の有無は、課税(非課税)証明書に記載されません。  
 ※コンビニ交付では6月10日(水)以後、平成31年度以前の課税(非課税)証明書は取得できなくなります。  
 ▽問合せ  
 【課税に関する問合せ】課税課・内線1053まで。  
 【納税に関する問合せ】納税課・内線1091まで。

忘れていませんか？市税等の納付

固定資産税(第1期)、軽自動車税は、6月1日(月)が納期限です。納付がお済みでない場合は、至急納付をお願いします。問合せ 納税課・内線1091まで

### 特定健康診査・後期高齢者医療健康診査のご案内

◎特定健康診査  
40歳～74歳の国民健康保険の被保険者の方を対象に、糖尿病をはじめとした生活習慣病を引き起こすとされる内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査の受診券を送付します（左表参照）。検査の結果、生活習慣病のリスクがあると認められる方には、特定保健指導が受けられる利用券を送付します。

▽問合せ 保険年金課・内線1030まで。

◎後期高齢者医療健康診査  
後期高齢者医療制度の被保険者の方に、東京都後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて、健康診査の受診券を送付します（左表参照）。

健康項目は、腹囲の計測を除き特定健康診査と同様です。

▽問合せ 保険年金課・内線1028まで。

対象	後期高齢者医療健康診査	
	特定健康診査	後期高齢者医療制度の被保険者
誕生月と受診券の送付時期	誕生月	受診券の送付時期
	4・5・6・7月生まれの方	6月中にお送りします
	8・9・10・11月生まれの方	7月中にお送りします
	12・1・2・3月生まれの方	8月中にお送りします
健診項目	○質問票による診査（生活習慣・喫煙歴など） ○身体計測（身長・体重・BMI・腹囲※2） ○血圧測定 ○血液検査（脂質・血糖・肝機能検査・腎機能検査） ○尿検査（糖・たん白）	
受診場所	東大和市医師会、小平市医師会※3、武蔵村山市医師会加入の指定医療機関	
負担金	自己負担金額はありません。ただし、健診項目にない検査等を受けた場合は別途費用がかかります。	

(注) 東大和市国民健康保険以外の方は加入する医療保険からの案内に従って受診してください。

※1 昭和20年4～9月生まれの方は後期高齢者医療健康診査の受診券を、75歳になる月の翌月（4月生まれの方は翌々月）に送付します。昭和20年10～12月、昭和21年1～3月生まれの方は特定健康診査の受診券を、6月中に送付します。

※2 後期高齢者医療健康診査には含まれません。

※3 特定健康診査は7月1日～10月末、後期高齢者医療健康診査は7月1日～令和3年1月末が受診期間です。

### 国民健康保険(国保) 後期高齢者医療制度(後期) ジェネリック医薬品 差額通知を送付します

現在処方されている薬をジェネリック医薬品へ切り替えた場合、自己負担額がいくらか減るかわかる通知を送付します（申請等の手続きは必要ありません）。

ジェネリック医薬品への変更を希望される場合は、かかりつけの医師や薬剤師に相談してください。

▽対象者 生活習慣病等の

医薬品が処方され、薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方

▽送付時期  
●国保…毎月下旬  
●後期…6月下旬、12月中旬

○ジェネリック医薬品とは  
先発医薬品の特許期間終了後に製造されるため、先発医薬品と比べて価格が安くなっています。先発医薬品と同じ有効成分で製造・販売され、先発医薬品と同等の品質・効き目・安全性があると国が認めた医薬品です。

▽問合せ 国保については、保険年金課・内線1030まで。後期については、ジェネリック医薬品差額通知サポートデスク ☎0120-601-494（6月下旬～7月31日及び12月中旬～令和3年1月31日の平日午前9時～午後5時（12月29日～1月3日は除く））へ。

※サポートデスク開設期間以外は東京都後期高齢者医療広域連合 ☎03-3222-4507（平日午前8時30分～午後5時15分）へ。

### 介護保険料 特別徴収を 開始します

介護保険の第一号被保険者（65歳以上の方）のうち、介護保険料の徴収方法が、特別徴収（年金からの天引き）に変更となる方に特別徴収（仮徴収）開始通知書を6月中旬に送付します。

これは、8月の年金から特別徴収（年金からの天引き）する介護保険料の額等をお願います。

▽問合せ 高齢介護課・内線1136まで。

### 都営住宅 入居者募集

◎定期募集  
▽申込区分 家族向・単身者向（一般募集住宅）・若年夫婦・子育て世帯向（定期使用住宅）・居室内で病死等があった住宅

▽申込資格 ①申込者本人が都内に居住する成年人（20歳未満の既婚者を含む）で、そのことが住民票で証明できること。外国人については在留資格が住民票で確認できること（単身者は3年以上都内に居住していること）②同居親族がいること（単身者向は除く）③所得が東京都の定める基準内であること④住宅に困っていること⑤申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと

▽申込書の配布期間・場所 6月8日（月）～23日（火）…地域振興課（市役所3階）、市民センター。配布期間中のみJKK東京（東京都住宅供給公社）のホームページからも入手できます。

▽申込受付 郵送で6月26日（金）までに渋谷郵便局に届いたものに限り、センター（6月26日（金）まで ☎0570-010810、それ以降は ☎03-3498-8994）へ。

◎地元割当募集  
▽申込区分 2人以上世帯向（東京街道…4戸）

※応募者多数の場合は抽選  
▽申込資格（次の全てに該当すること） ①東大和市に居住していること②同居親族がいること③世帯の所得が東京都の定める基準内であること④住宅に困っていること⑤申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと

▽申込書の配布期間・場所 6月8日（月）～23日（火）…地域振興課、市民センター

▽申込受付 申込書の配布期間中に地域振興課へ直接提出または郵送（6月23日（火）の消印有効）。

▽問合せ 地域振興課・内線1715まで。

### 市民企画高齢者講座(蔵敷公民館) 未・楽・生倶楽部 企画運営委員募集

いながら蔵敷公民館で実施する楽しい講座を一緒に企画・運営しましょう。講座は10月～11月にかけて開催予定。

▽申込期限 6月19日（金）

▽申込み・問合せ 蔵敷公民館 ☎042-566-0551 まで（日・月曜日は除く）。

▽日時 6月18日（木）午後2時～3時30分

▽場所 狭山公民館

▽定員 40人程度（事前申込制）

▽講師 高齢者ほっと支援センター職員等

▽費用 105円（資料代）

▽申込み・問合せ 東大和市高齢者ほっと支援センター ☎042-590-1138 へ。

### 認知症サポーター養成講座を 開催します

認知症は、脳の障害により記憶障害や認知障害が起る病気です。

85歳以上の方の4人に1人が認知症を発症しているといわれ、身近な家族など誰にでも起こる可能性があります。

認知症について正しく知り、認知症の方や家族を支援する、認知症サポーターになりませんか。認知症サポーターとは、なにか特別なことをする人ではなく、認知症の方を温かく見守る応援者です。

参加された方には、認知症サポーターの目印である「オレンジリング」を差し上げます。

援する、認知症サポーターになりませんか。認知症サポーターとは、なにか特別なことをする人ではなく、認知症の方を温かく見守る応援者です。

参加された方には、認知症サポーターの目印である「オレンジリング」を差し上げます。

▽日時 6月23日（火）～29日（月）午前8時30分～午後5時（最終日は午後3時まで。土曜日の午後及び日曜日は除く）

▽場所 市役所1階入口ホール

▽問合せ 地域振興課・内線1715まで。

### 6月23日～29日は 「男女共同参画週間」です

平成11年6月、男女共同参画社会基本法が公布、施行され、内閣府では、毎年6月23日～29日の一週間を「男女共同参画週間」としています。

近年、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を社会全体で進めていくため、女性の職業生活における活躍を進める取組みや男性の育児・家事関連の時間を増やすための取組みが始まっています。

この男女共同参画週間を男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができ「男女共同参画社会」の実現に向けて、共に考える機会にしてみませんか。

◎男女共同参画に関するパネル展示  
市では、男女共同参画週間の期間中にパネル展示を行います。私たちの身近な男女のパートナーシップについて考えてみませんか。



### ご活用ください 生涯学習人材バンク 制度登録者による講座

市では、市民の多様な学習活動を支援し、豊かな地域社会をつくるため、東大和市生涯学習人材バンク制度を設置しています。  
生涯学習人材バンク制度とは、生涯学習の講座を開くために講師を探している市民の皆さんに、登録講師を紹介するものです。  
今年も人材バンク登録者による体験講座を下表のとおり実施します。  
※人材バンクへの登録は、随時募集しています。  
▽申込み・問合せ 社会教育課・内線1552まで。

#### 人材バンク体験講座実施予定表

場所 中央公民館

日時	講座名・定員・講師・内容等	申込期限
7月10日(金)	午前10時～正午 ポップアップカードを作ろう！ バッグの形のカード 10人/桑原妙子氏/10x16cmの大きさのバッグの形をしたカードを作ります。費用負担有	7月2日(木)
	午前10時～正午 足・靴・歩行に悩む9割の人が気づいていない3つのこと 15人/清本京子氏/悩みを分かち合いながら、足と靴の健康知識を学びます	7月7日(火)
	午後1時～3時 骨盤ポディーメンテナス体操 30人/小沼大介氏、松嶋しのぶ氏/カイロプラクティックの知識を少し学んだあと、骨盤の歪みを整える体操や、肩こりや足の疲れを改善する運動をします	7月7日(火)
	午後1時～5時 カリグラフィー① 10人/佐川由香里氏/見たら自然と笑顔になってしまう心が温まる作品です。写真たてになります。費用負担有	7月7日(火)
7月11日(土)	午後1時～5時 スタンドグラス体験講座 5人/宇留賀正輝氏/スタンドグラス制作の楽しさと工程を理解することで、趣味や実践として生かしていただくための講座です。費用負担有	6月30日(火)
	午前10時～正午 ハンドベル講座 15人/竹田典子氏/ハンドベルの歴史、楽器の説明、各自の担当の音を決め、楽譜にのしつけ、みんなで合わせて音を出してみましょう。費用負担有	7月2日(木)
	午前10時～正午 十文字自彊術体操初心者セミナー 15人/松永榮子氏、佐々木知嘉子氏/自彊術の説明、31動作の実践	7月8日(水)
	午後10時 ① 午前10時 ② 午後1時 ③ 午後3時 アドラー心理学に基づく子育て講座 12人/徳永知佐氏/アドラー心理学に基づく勇気づけ子育てをするための技法をご紹介します	7月9日(木)
7月12日(日)	午後1時30分～4時30分 ハーバリウム&フレームフラワー 15人/大野智子氏/ドライフラワーやプリザーブドフラワーをガラス瓶・フレーム等に入れ、植物の色・光を楽しむインテリアオブジェを作ります。費用負担有	7月2日(木)
	午後1時30分～4時30分 水彩画で風景を描く講座 5人/澤田要一氏/描こうとする対象(風景)を画用紙にどのように描くのか。鉛筆によるデッサン、構図(配置)、形のとりえ方、絵の具の使い方を実際の風景を対象に手順を追って説明し、書いていただく講座です	7月6日(月)
	午後2時～4時 むずかしくないバイオリン・ビオラ・チェロ講座 20人/鎌田浩史氏/弓の持ち方・動かし方、楽器の保持、かまえ方、演奏の動作、音階の実践等を学び、「きらきら星」にトライします	7月1日(水)
	午前10時～正午 カリグラフィー② 10人/佐川由香里氏/さわやかな植物模様のリースで上品に仕上げるウェルカムプレートです。費用負担有	7月7日(火)
7月12日(日)	午前10時～午後12時30分 からだにも環境にもお財布にも優しい料理をつくりましょう 10人/内田裕子氏/一汁三菜の夏の夕飯を作ります。材料の選択と調理方法を3ステップに分け、参加者と共に食品ロスの少なくなる方法を考えたり、調理くずを少なくする方法を解説します。費用負担有	7月2日(木)
	午後1時～5時 手作り御朱印帖制作講座 15人/ブンセイ北土氏/埼玉伝統小川和紙で作ります。和紙を蛇腹式に折り重ね糊付けします。費用負担有	6月30日(火)

### 子育て講座(保育付) こどものあそびと育ち

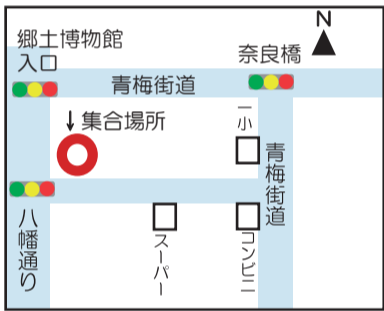
「心が育つこと」と「あそび」には深いつながりがあります。今回は講義とともに、あそびの体験も交えた講座です。子どもにとっての「あそび」について考えてみませんか。  
▽対象 市内在住・在勤の0歳～就学前のお子さんを保護者の方  
▽日時 7月8日(水)午前10時～11時30分  
▽場所 中央公民館ホール

▽講師 北島尚志氏(NPO法人あそび環境Museumアフタフ・バーバン代表)

▽定員 35人  
▽保育 12人(保育の対象は満1歳～就学前。在勤の方も可。0歳児は保護者同席となります)  
▽申込み 6月1日(月)午後1時から子ども家庭支援センター窓口または電話でお申し込みください。なお、定員になり次第、締切りとなります。  
▽問合せ 子ども家庭支援センター ☎042-565-3651まで。

### じゃがいも掘り体験

▽内容 じゃがいも掘り体験(1人2株まで)  
▽費用 1人当り200円(保険代等として当日受付時に集金します)  
▽持ち物 汚れてもいい服装、軍手、ビニール袋等  
▽申込み方法 6月3日(水)から電話受付(定員に達し次第受付終了)  
▽申込み・問合せ 産業振興課・内線1072まで。



### 荒天時等の ごみ収集 について

台風などの荒天時も、原則としてごみ収集を行います。晴天時の収集時間から変更する場合がありますが、収集日当日の朝8時までにお出しください。また、万が一、収集を中止する場合は、市のホームページやごみ分別アプリ等でお知らせします。

排出時の注意点  
●紙類・布類は濡れるとリサイクルができなくなり、ごみとして焼却する場合があります。次回の収集日に排出してください。  
●強風時は資源排出用のカゴを折り畳んで置く場合があります。  
●新型コロナウイルス感染症対策で使用したマスク等を排出するときは、ごみ袋

### 浄化槽の点検・ 清掃・検査を お願いします

浄化槽を設置している方は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全のために、浄化槽法で定められている次の3つの義務に努める必要があります。

- ① 保守点検・東京都に登録した専門業者が定期的に実施する点検作業
  - ② 清掃・市の許可を受けた事業者が実施する浄化槽の清掃作業
  - ③ 法定検査・公益財団法人東京都環境公社が実施する
- ①と②の状況等を客観的に判断する検査  
なお、公共下水道が利用できる区域にお住まいの方は、速やかに公共下水道へ接続してください。



の口をしつかりしばって密封し、飛散防止をしてください。ご理解とご協力をお願いいたします。  
▽問合せ ごみ対策課・内線1241まで。

### 図書館からのお知らせ(6月) おはなし会

場所	対象(【 】は内容)	実施日・時間
中央図書館 ☎042-564-2454	4歳～小学1年生(保護者入場可)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため6月のおはなし会は中止させていただきます。
	小学2年生以上	
桜が丘図書館 ☎042-567-2231	3歳以下および保護者【わらべうたと絵本】	4歳以上
清原図書館 ☎042-564-2944	3歳以下および保護者【わらべうたと絵本】	4歳以上

### 移動図書館「みずうみ号」巡回日程

ステーション名	巡回時間	巡回日
多摩湖畔自治会集会所前	午後1時30分～2時15分	3日(水)
上北台団地東側	午後2時30分～3時15分	17日(水)
蔵敷公民館	午後3時30分～4時15分	
向原市民センター	午後2時30分～3時15分	10日(水)
清水神社境内	午後3時30分～4時15分	24日(水)

※悪天候の日はお休みします。運行については中央図書館までお問い合わせください。図書館のホームページでもお知らせします。

### 開館時間・休館日

	月	火	水	木	金	土	日
中央図書館	午前10時～午後5時					午前10時～午後5時	
桜が丘図書館	午前10時～午後5時	休館日					
清原図書館	休館日						

【休館日】毎週火曜日(清原図書館は毎週月曜日も休館)、毎月第3木曜日、土・日曜日を除く祝日、年末年始、特別資料整理期間  
中央図書館・桜が丘図書館: 6月2・9・16・18・23・30日  
清原図書館: 6月1・2・8・9・15・16・18・22・23・29・30日

学校プール指導補助員(会計年度任用職員)の募集中止

4月15日号市報で募集した、学校プール指導補助員は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による、学校プールの指導中止に伴い、募集を取り止めます。問合せ 教育指導課・内線1535まで

### 障害者就労生活支援センターをご利用ください

総合福祉センターは、障害がある方の就労面と生活面の支援を一体的に行うこと等を目的として、障害者就労生活支援センターを開設しています。また、事業者の方の障害者雇用についてのご相談もお受けしています。ぜひ、ご利用ください。

▽利用できる方 原則として市内在住で、一般就労を希望している、または一般就労をしている障害者の方 ※障害者手帳の有無は問いません。

▽開設日時 月～金曜日、第2・4土曜日の午前9時～正午及び午後1時～5時 ※火・木曜日は午後6時30分まで

▽場所 総合福祉センターはくとふる

### 訪問歯科 診療の紹介

市では、東大和市歯科医師会の協力を得て、訪問歯科診療の紹介などを行っています。

▽対象 原則として、要介護高齢者や障害者の方で、一人では歯科医院に行けない方

▽申込方法 東大和市歯科



医師会 ☎042-564-8750 に電話またはファクス(042-562-8322)でお申し込みください。

▽問合せ 市立保健センター ☎042-565-5211まで



▽事業内容

- 働くことについての相談
- 就職準備支援
- 就職活動の支援
- 就業生活継続支援
- 職場定着支援 ほか

▽利用の流れ

- 相談(必ず電話またはファクスで予約をしてください)
- 2回程度の面談で登録の検討をします
- 利用登録
- 利用登録をした方に対し、就労に向けた支援及びその後の支援を行います

▽費用 相談に係る費用は無料

▽相談の予約・問合せ 総合福祉センターはくとふる 障害者就労生活支援センター ☎042-516-3983、ファクス042-516-3984へ

### 地域福祉推進事業 補助金を交付します

市では、市内で在宅の高齢者や障害者等に福祉サービスを行っている団体の活動を支援するため、活動費の一部を地域福祉推進事業補助金として補助します。

この補助金は、高齢者や障害者等への在宅の福祉サービスの普及及び拡大を図るため、サービスを実施する民間団体へ東京都の補助を受けて交付するものです。

▽対象 市内に所在し、市民を対象に福祉サービスを実施し、次の全ての条件に

### 受け入れの協力を受ける障害者の職場体験

市では、障害者職場体験実習の受け入れ事業所を募集しています。この実習は、一般就労の経験があまりない方に、短期間の職業体験を通して就労に必要な知識や能力を身に付けていただくことを目的としています。

▽事業所の要件 障害者の就労に理解があり、市内で引き続き1年以上業務実績があること

※事前登録が必要です。

▽事業所の登録方法 所定の申込書に必要事項を記入し、総合福祉センターはくとふる障害者就労生活支援センターまで提出してください。登録証を交付し、登録事業者として市のホームページ等に掲載します。

▽実習の受け入れ 事業所

該当する民間団体

- 法人格を有しない(NPO法人は除く)。
- 営利活動を行っていない。
- 継続して6か月以上の活動実績を有し、今後も引き続き活動を継続する。
- ほかの公的な補助金の交付を受けていない。

▽対象サービスマ 家事援助、介護、食事、移送、入浴、その他の在宅福祉サービス

▽申請方法 福祉推進課(市役所2階)で配布する申請書に必要事項を記入し、7月1日(水)までに福祉推進課へ提出してください。

▽問合せ 福祉推進課・内線1131まで。

の業務に適している実習生をはくとふるの就労支援員が調整します。実習期間は、概ね3日～2週間程度(3日以下も可)です。

▽費用等 実習生への賃金等の支払いは不要。通勤費等の実費は実習生の負担。

▽問合せ 総合福祉センターはくとふる障害者就労生活支援センター ☎042-516-3983へ。

### 今月の「手話通訳者がいる日」

市役所本庁舎等に来庁した方の行政手続き等の手話通訳を行います

日にち 5日(金)、12日(金)、19日(金)、26日(金)

時間 午前9時～午後5時

場所 福祉相談室(市役所1階 生活福祉課の隣)

問合せ 障害福祉課・内線1123  
ファクス042-563-5928

### 障害者等を対象とした手当等制度

心身に障害のある方や難病患者の方等の福祉の向上を目的とした国、東京都、市の手当等の制度についてご案内します。

対象	手当名	手当額	新規申請時の年齢要件	支給要件等
身体障害者・知的障害者(児)	★児童育成手当(障害手当) 【都】	月額15,500円	20歳未満	20歳未満の、身体障害者手帳1級及び2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の児童を養育している方 ※施設入所及び保護者の所得による支給制限があります。
	心身障害児福祉手当 【市】	月額6,100円	20歳未満	20歳未満の、身体障害者手帳1～4級程度、愛の手帳1～4度程度の障害のある児童を養育している方 ※施設入所による支給制限があります。
	心身障害者福祉手当 【都】【市】	【都】月額15,500円 【市】月額6,100円	20歳以上65歳未満	【都】20歳以上で、①身体障害者手帳1級及び2級程度、愛の手帳1～3度程度の方 ②脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方 【市】20歳以上で、身体障害者手帳3級及び4級程度、愛の手帳4度程度の方 ※施設入所及び所得による支給制限があります。
	重度心身障害者手当 【都】	月額60,000円	65歳未満	①重度の知的障害 ②重度の身体障害 ③重度の障害が重複する方で、常時複雑な介護を必要とする方 ※施設入所、3か月を超える入院、所得による支給制限があります。
身体・知的・精神障害者(児)	特別児童扶養手当 【国】	重度障害：月額52,500円 中度障害：月額34,970円	20歳未満	20歳未満の、身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度の障害のある児童、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある児童を養育している方 ※施設入所、公的年金の受給、保護者の所得などによる支給制限があります。
	障害児福祉手当 【国】	月額14,880円	20歳未満	20歳未満で、身体障害者手帳1級及び2級の一部、愛の手帳1度及び2度の一部、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある児童 ※施設入所、公的年金の受給、保護者の所得などによる支給制限があります。
	特別障害者手当 【国】	月額27,350円	20歳以上	20歳以上で、身体障害者手帳1級及び2級程度、愛の手帳1度及び2度程度の障害が重複している方、またはこれらと同等の疾病・精神障害のある方で常時介護を必要とする方 ※施設入所、3か月を超える入院、公的年金の受給、所得による支給制限があります。
	★児童育成手当(育成手当) 【都】	月額13,500円	18歳の年度末まで(養育児童の年齢)	18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を養育している保護者で、身体障害者手帳1・2級及び3級の一部、または精神の障害により労働することができず、かつ、常時介護を必要とする障害を有する方 ※施設入所及び保護者の所得による支給制限があります。
難病患者	心身障害者扶養共済 【都】	年金月額20,000円(口数追加加入者は40,000円)その他弔慰金、脱退一時金等は加入期間によって異なります。掛金は、加入したときの保護者の年齢により異なります。	65歳未満(保護者の年齢)	<加入資格> 障害者の保護者で、①都内に住所があること、②65歳未満であること、③特別の疾病または障害がなく、保険契約の対象となることができること。 <障害者の範囲> ①知的障害者 ②身体障害者(身体障害者手帳1～3級) ③精神または身体に永続的な障害を有する者で、①②と障害の程度が同程度の方
	難病患者福祉手当 【市】	月額5,100円	65歳未満	①難病患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給の対象の方 ②東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による助成(これに相当する道府県の助成を含む)の対象の方 ③上記の①②に規定する疾病に罹患し、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の対象の保護者の方 ※施設入所、所得及び心身障害児福祉手当、心身障害者福祉手当との併給による支給制限があります。
被爆者	原爆被爆者見舞金 【市】	年額20,000円		被爆者健康手帳をお持ちの方 ※申請受付は、毎年度7月1日から7月31日まで。

※1 手当名欄の、【国】は国の制度、【都】は東京都の制度、【市】は東大和市の制度です。  
 ※2 手当によっては、所得制限、併給制限などがありますので、★児童育成手当(障害手当・育成手当)は子育て支援課(内線1763)、その他は障害福祉課(内線1121・1122)へお問い合わせください。

**コンビニ交付の利用停止** 6月9日(火)は、システムメンテナンスのため、終日、各種証明書のコンビニ交付の利用ができなくなります。ご理解ご協力をお願いします/問合せ 市民課・内線1086まで



**乳幼児の身長・体重計測**  
6月4日(木)に予定していましたが、0歳〜就学前の乳幼児を対象にした身長・体重計測については、3つの密の防止が困難なため中止とします。

**育児相談会〜さくらんぼグループ**  
双子や三つ子とその家族(妊婦の方や保護者のみの参加も可)／6月18日(木)午前9時30分〜11時／場所 市立保健センター／母子健康手帳／当日直接会場にお越しください。

**初めての離乳食講習会(4〜6か月)**  
生後4〜6か月の乳児の保護者／6月18日(木)午後1時30分〜3時／場所 市立保健センター／20人(申込順。電子申請でも受け付けます)／離乳食の進め方・作り方の話、試食(保護者のみ)／母子健康手帳、筆記用具、おんぶひもまたはだっこひも

**簡単に作れる離乳食講習会(7〜11か月)**  
生後7〜11か月の乳児の保護者／6月25日(木)午後1時30分〜3時30分／場所 市立保健センター／20人(申込順)／保育室有(15人。申込順)／電子申請でも受け付けます／離乳食の進め方の話、調理実習、試食(親子)／母子健康手帳、筆記用具、エプロン、三角巾、バスタオル

**両親学級(事前申込制)**  
妊婦とその家族／期日等 左表のとおり／午前は9時30分〜11時30分、午後は1時30分〜3時30分／場所 市立保健センター／30組(第1子目の方を優先。定員を超えた場合は、次のコースになります。開催コースをまたいでの参加はできません)／第3回は午前または午後の参加／母子健康手帳、筆記用具

**成人健康診査(無保険者等)**  
市内在住の40歳以上(昭和56年4月1日以前の生まれ)の無保険者の方で、健診を受ける機会のない方(現在治療中の方、職場で健診を受けている方は除く)／通知受領後8月31日(月)／場所 指定医療機関／対象者には個別に通知します。

**熱中症にご注意を!**  
熱中症は、気温が高くなると、蒸し暑い梅雨の時期には注意が必要です。本格的に暑くなる前から水分補給や服装の工夫、風通しのよい環境づくりをしましょう。特に、高齢者や乳幼児、体調不良の方は注意が必要です。無理はせず、不調を感じたら十分な休憩をとり、体温が高かったら体を冷やすなど、体調の変化に気をつけましょう。

開催日及び主な内容			
第1回	6月29日(月)	歯科医師の講話 栄養の講話、試食 グループワーク	午後
第2回	7月9日(木)	妊婦体操と呼吸法 先輩パパママとの情報交換会	午前
第3回	7月11日(土)	もく浴の実習	午前 午後
第4回	出産後に郵送でお知らせします。	同窓会 後輩パパママへのアドバイス	午前



**乳幼児健康診査**  
国から緊急事態宣言が発令されていたことを受け、3〜4か月児健康診査は集団健診ではなく医療機関での個別健診で実施しています。対象者には、個別に通知します。

**平日準夜帯の小児初期救急診療**  
診療日 火・水・金曜日(祝日は除く)／受付時間 午後7時〜9時30分／場所 東大和病院／詳細は東大和病院のホームページをご覧ください／東大和病院 ☎042-562-1411へ。

**審議会等の傍聴ができません(当日先着順)**  
当日直接会場にお越しください(申込不要)。

**公民館運営審議会**  
6月24日(水)午後2時から  
場所 中央公民館／傍聴人の定員 5人／中央公民館 ☎042-564-2451まで。

**男女共同参画推進審議会**  
6月18日(木)午後7時から  
場所 市役所会議棟第6会議室／傍聴人の定員 5人／地域振興課・内線1715まで。

**水防訓練中止のお知らせ**  
6月14日(日)に実施を予定していた「令和2年度東大和市水防訓練」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、参加者及び関係者の健康、安全面を考慮した結果、中止します／防災安全課・内線1354まで。

**里正日誌第三巻を販売します**  
旧蔵敷村内野家文書「里正日誌」活字本の第三巻(寛政元年〜文化十四年を収録)を販売します。  
販売場所 郷土博物館、社会教育課(市役所5階)／価格 2200円／既刊第一巻、第二巻(天正元年〜天明八年を収録)、第七巻(第十三巻(安政元年〜明治六年を収録))／郷土博物館 ☎042-567-4800まで。



**自治会加入のすすめ**  
「住んでよかった」と思えるまちをつくるには、行政だけでなく市民の皆さんの活動も欠かすことができません。防犯防災等でご近所での連携が必要なときには、自治会が重要な役割を果たしています。そのため、市では、自治会の存在がまちづくりの核となると考え、自治会への加入をお勧めしています。「自治会に入りたい」といった相談や、「新しい自治会を設立したい」とお考えの方はお気軽にご相談ください／地域振興課・内線1711まで。

**農地を転用した土地の下水道事業受益者負担金**  
受益者負担金は、賦課区域内の全ての土地に賦課されますが、徴収が猶予されている土地(主に農地)を転用して宅地等にした場合は、受益者負担金をお支払いただく必要があります。土地区画整理事業施行地区内の農地は対象外です／負担金額 賦課対象面積に1㎡当たり300円を乗じて得た額／下水道課・内線1231まで。

**道路集水ますに汚濁水を流さないでください**  
雨水集水ますに油類、ペロキ、コンクリート等を流すと道路排水管を通して空堀川、奈良橋川、前川等の河川に流れ込みます。川が汚れ、魚やザリガニ等の生き物が死んでしまう原因となりますので、汚濁水は決して流さないでください。◎宅地内から道路上に枝葉を出さないようご協力を。宅地内等から道路にはみ出している樹木の枝葉は、車両や歩行者の通行の妨げとなり、接触事故等の危険があります。土地を管理している方は、枝葉を道路に出さないよう、せん定等をお願いいたします。

**中学校教科書の法定展示会を実施します**  
令和2年度は、新しい学習指導要領の実施に伴い中学校で使用される教科書の新規採択年度にあたり、教科書の採択にあたり、市民の皆さんのご意見をいただくため、次のとおり法定展示会を実施します。

**自治会加入のすすめ**  
「住んでよかった」と思えるまちをつくるには、行政だけでなく市民の皆さんの活動も欠かすことができません。防犯防災等でご近所での連携が必要なときには、自治会が重要な役割を果たしています。そのため、市では、自治会の存在がまちづくりの核となると考え、自治会への加入をお勧めしています。「自治会に入りたい」といった相談や、「新しい自治会を設立したい」とお考えの方はお気軽にご相談ください／地域振興課・内線1711まで。

**道路集水ますに汚濁水を流さないでください**  
雨水集水ますに油類、ペロキ、コンクリート等を流すと道路排水管を通して空堀川、奈良橋川、前川等の河川に流れ込みます。川が汚れ、魚やザリガニ等の生き物が死んでしまう原因となりますので、汚濁水は決して流さないでください。◎宅地内から道路上に枝葉を出さないようご協力を。宅地内等から道路にはみ出している樹木の枝葉は、車両や歩行者の通行の妨げとなり、接触事故等の危険があります。土地を管理している方は、枝葉を道路に出さないよう、せん定等をお願いいたします。

**農地を転用した土地の下水道事業受益者負担金**  
受益者負担金は、賦課区域内の全ての土地に賦課されますが、徴収が猶予されている土地(主に農地)を転用して宅地等にした場合は、受益者負担金をお支払いただく必要があります。土地区画整理事業施行地区内の農地は対象外です／負担金額 賦課対象面積に1㎡当たり300円を乗じて得た額／下水道課・内線1231まで。

**道路集水ますに汚濁水を流さないでください**  
雨水集水ますに油類、ペロキ、コンクリート等を流すと道路排水管を通して空堀川、奈良橋川、前川等の河川に流れ込みます。川が汚れ、魚やザリガニ等の生き物が死んでしまう原因となりますので、汚濁水は決して流さないでください。◎宅地内から道路上に枝葉を出さないようご協力を。宅地内等から道路にはみ出している樹木の枝葉は、車両や歩行者の通行の妨げとなり、接触事故等の危険があります。土地を管理している方は、枝葉を道路に出さないよう、せん定等をお願いいたします。

**自治会加入のすすめ**  
「住んでよかった」と思えるまちをつくるには、行政だけでなく市民の皆さんの活動も欠かすことができません。防犯防災等でご近所での連携が必要なときには、自治会が重要な役割を果たしています。そのため、市では、自治会の存在がまちづくりの核となると考え、自治会への加入をお勧めしています。「自治会に入りたい」といった相談や、「新しい自治会を設立したい」とお考えの方はお気軽にご相談ください／地域振興課・内線1711まで。

**道路集水ますに汚濁水を流さないでください**  
雨水集水ますに油類、ペロキ、コンクリート等を流すと道路排水管を通して空堀川、奈良橋川、前川等の河川に流れ込みます。川が汚れ、魚やザリガニ等の生き物が死んでしまう原因となりますので、汚濁水は決して流さないでください。◎宅地内から道路上に枝葉を出さないようご協力を。宅地内等から道路にはみ出している樹木の枝葉は、車両や歩行者の通行の妨げとなり、接触事故等の危険があります。土地を管理している方は、枝葉を道路に出さないよう、せん定等をお願いいたします。

**農地を転用した土地の下水道事業受益者負担金**  
受益者負担金は、賦課区域内の全ての土地に賦課されますが、徴収が猶予されている土地(主に農地)を転用して宅地等にした場合は、受益者負担金をお支払いただく必要があります。土地区画整理事業施行地区内の農地は対象外です／負担金額 賦課対象面積に1㎡当たり300円を乗じて得た額／下水道課・内線1231まで。

**道路集水ますに汚濁水を流さないでください**  
雨水集水ますに油類、ペロキ、コンクリート等を流すと道路排水管を通して空堀川、奈良橋川、前川等の河川に流れ込みます。川が汚れ、魚やザリガニ等の生き物が死んでしまう原因となりますので、汚濁水は決して流さないでください。◎宅地内から道路上に枝葉を出さないようご協力を。宅地内等から道路にはみ出している樹木の枝葉は、車両や歩行者の通行の妨げとなり、接触事故等の危険があります。土地を管理している方は、枝葉を道路に出さないよう、せん定等をお願いいたします。

**道路集水ますに汚濁水を流さないでください**  
雨水集水ますに油類、ペロキ、コンクリート等を流すと道路排水管を通して空堀川、奈良橋川、前川等の河川に流れ込みます。川が汚れ、魚やザリガニ等の生き物が死んでしまう原因となりますので、汚濁水は決して流さないでください。◎宅地内から道路上に枝葉を出さないようご協力を。宅地内等から道路にはみ出している樹木の枝葉は、車両や歩行者の通行の妨げとなり、接触事故等の危険があります。土地を管理している方は、枝葉を道路に出さないよう、せん定等をお願いいたします。

**自治会加入のすすめ**  
「住んでよかった」と思えるまちをつくるには、行政だけでなく市民の皆さんの活動も欠かすことができません。防犯防災等でご近所での連携が必要なときには、自治会が重要な役割を果たしています。そのため、市では、自治会の存在がまちづくりの核となると考え、自治会への加入をお勧めしています。「自治会に入りたい」といった相談や、「新しい自治会を設立したい」とお考えの方はお気軽にご相談ください／地域振興課・内線1711まで。

**道路集水ますに汚濁水を流さないでください**  
雨水集水ますに油類、ペロキ、コンクリート等を流すと道路排水管を通して空堀川、奈良橋川、前川等の河川に流れ込みます。川が汚れ、魚やザリガニ等の生き物が死んでしまう原因となりますので、汚濁水は決して流さないでください。◎宅地内から道路上に枝葉を出さないようご協力を。宅地内等から道路にはみ出している樹木の枝葉は、車両や歩行者の通行の妨げとなり、接触事故等の危険があります。土地を管理している方は、枝葉を道路に出さないよう、せん定等をお願いいたします。

**農地を転用した土地の下水道事業受益者負担金**  
受益者負担金は、賦課区域内の全ての土地に賦課されますが、徴収が猶予されている土地(主に農地)を転用して宅地等にした場合は、受益者負担金をお支払いただく必要があります。土地区画整理事業施行地区内の農地は対象外です／負担金額 賦課対象面積に1㎡当たり300円を乗じて得た額／下水道課・内線1231まで。

**道路集水ますに汚濁水を流さないでください**  
雨水集水ますに油類、ペロキ、コンクリート等を流すと道路排水管を通して空堀川、奈良橋川、前川等の河川に流れ込みます。川が汚れ、魚やザリガニ等の生き物が死んでしまう原因となりますので、汚濁水は決して流さないでください。◎宅地内から道路上に枝葉を出さないようご協力を。宅地内等から道路にはみ出している樹木の枝葉は、車両や歩行者の通行の妨げとなり、接触事故等の危険があります。土地を管理している方は、枝葉を道路に出さないよう、せん定等をお願いいたします。

**道路集水ますに汚濁水を流さないでください**  
雨水集水ますに油類、ペロキ、コンクリート等を流すと道路排水管を通して空堀川、奈良橋川、前川等の河川に流れ込みます。川が汚れ、魚やザリガニ等の生き物が死んでしまう原因となりますので、汚濁水は決して流さないでください。◎宅地内から道路上に枝葉を出さないようご協力を。宅地内等から道路にはみ出している樹木の枝葉は、車両や歩行者の通行の妨げとなり、接触事故等の危険があります。土地を管理している方は、枝葉を道路に出さないよう、せん定等をお願いいたします。

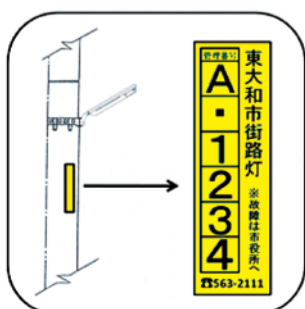
**自治会加入のすすめ**  
「住んでよかった」と思えるまちをつくるには、行政だけでなく市民の皆さんの活動も欠かすことができません。防犯防災等でご近所での連携が必要なときには、自治会が重要な役割を果たしています。そのため、市では、自治会の存在がまちづくりの核となると考え、自治会への加入をお勧めしています。「自治会に入りたい」といった相談や、「新しい自治会を設立したい」とお考えの方はお気軽にご相談ください／地域振興課・内線1711まで。

**道路集水ますに汚濁水を流さないでください**  
雨水集水ますに油類、ペロキ、コンクリート等を流すと道路排水管を通して空堀川、奈良橋川、前川等の河川に流れ込みます。川が汚れ、魚やザリガニ等の生き物が死んでしまう原因となりますので、汚濁水は決して流さないでください。◎宅地内から道路上に枝葉を出さないようご協力を。宅地内等から道路にはみ出している樹木の枝葉は、車両や歩行者の通行の妨げとなり、接触事故等の危険があります。土地を管理している方は、枝葉を道路に出さないよう、せん定等をお願いいたします。

**農地を転用した土地の下水道事業受益者負担金**  
受益者負担金は、賦課区域内の全ての土地に賦課されますが、徴収が猶予されている土地(主に農地)を転用して宅地等にした場合は、受益者負担金をお支払いただく必要があります。土地区画整理事業施行地区内の農地は対象外です／負担金額 賦課対象面積に1㎡当たり300円を乗じて得た額／下水道課・内線1231まで。

**道路集水ますに汚濁水を流さないでください**  
雨水集水ますに油類、ペロキ、コンクリート等を流すと道路排水管を通して空堀川、奈良橋川、前川等の河川に流れ込みます。川が汚れ、魚やザリガニ等の生き物が死んでしまう原因となりますので、汚濁水は決して流さないでください。◎宅地内から道路上に枝葉を出さないようご協力を。宅地内等から道路にはみ出している樹木の枝葉は、車両や歩行者の通行の妨げとなり、接触事故等の危険があります。土地を管理している方は、枝葉を道路に出さないよう、せん定等をお願いいたします。

**道路集水ますに汚濁水を流さないでください**  
雨水集水ますに油類、ペロキ、コンクリート等を流すと道路排水管を通して空堀川、奈良橋川、前川等の河川に流れ込みます。川が汚れ、魚やザリガニ等の生き物が死んでしまう原因となりますので、汚濁水は決して流さないでください。◎宅地内から道路上に枝葉を出さないようご協力を。宅地内等から道路にはみ出している樹木の枝葉は、車両や歩行者の通行の妨げとなり、接触事故等の危険があります。土地を管理している方は、枝葉を道路に出さないよう、せん定等をお願いいたします。



**自治会加入のすすめ**  
「住んでよかった」と思えるまちをつくるには、行政だけでなく市民の皆さんの活動も欠かすことができません。防犯防災等でご近所での連携が必要なときには、自治会が重要な役割を果たしています。そのため、市では、自治会の存在がまちづくりの核となると考え、自治会への加入をお勧めしています。「自治会に入りたい」といった相談や、「新しい自治会を設立したい」とお考えの方はお気軽にご相談ください／地域振興課・内線1711まで。

**道路集水ますに汚濁水を流さないでください**  
雨水集水ますに油類、ペロキ、コンクリート等を流すと道路排水管を通して空堀川、奈良橋川、前川等の河川に流れ込みます。川が汚れ、魚やザリガニ等の生き物が死んでしまう原因となりますので、汚濁水は決して流さないでください。◎宅地内から道路上に枝葉を出さないようご協力を。宅地内等から道路にはみ出している樹木の枝葉は、車両や歩行者の通行の妨げとなり、接触事故等の危険があります。土地を管理している方は、枝葉を道路に出さないよう、せん定等をお願いいたします。

**道路集水ますに汚濁水を流さないでください**  
雨水集水ますに油類、ペロキ、コンクリート等を流すと道路排水管を通して空堀川、奈良橋川、前川等の河川に流れ込みます。川が汚れ、魚やザリガニ等の生き物が死んでしまう原因となりますので、汚濁水は決して流さないでください。◎宅地内から道路上に枝葉を出さないようご協力を。宅地内等から道路にはみ出している樹木の枝葉は、車両や歩行者の通行の妨げとなり、接触事故等の危険があります。土地を管理している方は、枝葉を道路に出さないよう、せん定等をお願いいたします。



▲マイイロはこちらから

# じどうかんだより

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、行事等については中止になる場合があります。

- ☆ **むこうはら児童館** ☎042-563-1858 ☆
    - ゲーム大会(ラインナップ) / 小学生以上 / 6月11日午後3時30分～4時15分
    - のびのびタイム(大きな紙でスタンプあそび) / 幼児以上 / 6月12日午前11時～11時40分
    - 0歳ママおしゃべりタイム(身近なもので太鼓づくり) / 乳幼児 / 6月16日午前11時～11時30分
    - おもちゃの広場(広いお部屋でコーナーあそび) / 乳幼児 / 6月24日午前10時30分～11時30分
    - むこじど広場(牛乳パックフリスビー) / 小学生以上 / 6月24日午後3時30分～4時15分 / 20人
  - ☆ **きよはら児童館** ☎042-565-6021 ☆
    - こぐまちゃんこうえん(大型遊具等で自由に遊ぶ) / 乳幼児 / 6月2日午前10時30分～11時30分
    - スポーツ大会(ポッチャ) / 小学生 / 6月10日 / 1年生:午後3時から、2年生:午後3時30分から、3年生以上:午後4時から
    - こぐまちゃんのおへや(スタンプであそぼう) / 乳幼児 / 6月16日午前10時30分～11時30分
    - えほんのもり(絵本の読み聞かせ) / 小学生以上 / 6月16日午後3時～3時30分
    - ゲーム大会(風船リレー) / 小学生 / 6月24日 / 1年生:午後3時から、2年生:午後3時30分から、3年生以上:午後4時から
  - ☆ **ならはし児童館** ☎042-562-3600 ☆
    - ポッチャで遊ぼう / 小学生 / 6月11日 / 1・2年生は午後2時50分～3時35分、3年生以上は午後3時45分～4時30分
    - 不思議な物体ワークショップ / 小学生 / 6月17日午後3時15分～4時30分 / 20人 / 手拭きタオル、エプロン / 申込受付は2日から
    - ちびっこ広場(遊具で遊ぼう) / 乳幼児 / 6月19日午前10時30分～11時30分
    - ひよびよコケコ(元気100%!体を動かして遊ぼう) / 乳幼児 / 6月25日午前10時30分～11時30分 / 水分補給用の飲み物、タオル、動きやすい服装
  - ☆ **なんがい児童館** ☎042-567-2441 ☆
    - ちびっこあそべるday / 乳幼児 / 6月3日午前10時～正午
    - こまめちゃん(おうたであそぼう) / 乳幼児 / 6月9日午前11時～11時30分
    - 棒サッカー / 小学生 / 6月18日午後3時30分～4時30分
    - こつぷちゃん(0歳児のお母さんたちの交流の場) / 1歳未満 / 6月19日午前10時30分～11時30分 / 当日参加できます。
  - ☆ **さくらがおか児童館** ☎042-567-2237 ☆
    - あそんDEパーク(大きなプレイルームで遊ぼう!) / 乳幼児 / 6月10日午前10時30分～11時30分
    - 忍者道場 / 小学生以上 / 6月17日午後3時15分～4時30分 / 必ず運動靴で参加してください。
    - ぴよぴよらんど(手あそび・わらべうた) / 生後3か月～12か月の乳児 / 6月23日午前10時30分～11時30分
    - 工作教室(リサイクル工作) / 小学生 / 6月24日午後3時30分～4時30分 / 24人 / 受付は9日から。本人または家族が直接申込みを。定員を超えた場合は午後4時15分から抽選。
  - ☆ **かみきただい児童館** ☎042-567-2884 ☆
    - 絵本ワールド / 幼児親子 / 6月9日午後3時～3時20分
    - ベビママ / 生後2か月～1歳前後の乳幼児 / 6月10日午前10時30分～11時30分
    - 環境月間[オリジナルスタンプ工場(ファクトリー!)] / 小学生 / 6月10日午後2時～4時
    - ジュニア3B体操 / 小学生 / 6月12日午後3時30分～4時30分 / 20人 / 水筒、タオル / 申込受付は3日午後3時から
    - ゲーム大会(ひっくり返し競争) / 小学生 / 6月24日 / 1年生は午後2時から、2年生は午後2時20分から、フリーの部は午後2時40分から
- ※定員制の行事は3日前までに申込みを(申込順。定員になり次第締め切り)。受付時間は月～土曜日の午前10時～午後6時(祝日は除く)。  
※乳児・幼児は保護者の付き添いが必要です。

【「声の広報」の宅配】東やまと市報の内容をCDに録音した「声の広報」を、東やまと市報の発行日(1日と15日の月2回)に自宅等にお届けします。「声の東大和市議会だより」(年4回程度発行)、「声のこうみんかんだより」(奇数月1日発行)も共にお届けします。

視覚障害等の理由で、広報を読むことができない方／秘書広報課(市役所4階)でお申し込みください(電話での申込みも可)／秘書広報課・内線1411まで。

【6月は暴走族追放強化月間です】最近、暴走族の大規模な集団行動を見かけることが少なくなりましたが、暴走族は今も小グループで暴走行為を繰り返しています。暴走族の違法行為を未然に防止し、二輪車等による交通事故を防ぐとともに青少年の健全育成を図るためには、地域住民の皆さんへの協力が必要です。暴走行為等を見かけたら、「110番」通報をしてください。交通ル

ルを無視し、騒音等で周辺住民の生活環境に影響を及ぼす暴走族の追放にご協力ください。東大和警察署 ☎042-566-0110へ。

【北多摩西部消防署】  
◎6月7日(日)～13日(土)は危険物安全週間「シンナー、灯油、軽油、アルコール塗料等を保管している事業者は再度チェックを！」  
危険物は、消防法令による規制があります。危険物の種類により保管や取り扱われることができない数量を超えらる場合には、消防法令で定められた施設でしか保管することができません。  
ある事業所で、多量の危険物を倉庫に保管していた事例がありました。容器には、「危険物の品名、化学名、数量、注意事項」の表示があります。例として、品名が「第四類第一石油類」の場合には40ℓ、「第四類第二石油類」の場合には200ℓが定められた数量となります。保管している塗料等の危険物をチェックし、消防法令の規制を受けるかどうか

確認してください。規制を受けるかどうか悩んだ場合には、お問い合わせください。北多摩西部消防署 ☎042-565-0119へ。

【お詫びと訂正】市報5月15日号11面に掲載した「医師会コーナー」の第3段落の文言に誤りがありました。(正) (夜間頻尿) (誤) (夜間放尿) お詫びして訂正します。  
▽問合せ 市立保健センター ☎042-565-5211まで。

※凡例 場場所 講師 費用(記載なしは無料、収入会金、月会費、年会費、寄付物、関係者へお申込み) ※市の主催事業ではありません。申込みや問合せは、記事の主催者へお願いいたします。

## 市民情報

【七森プレーパーク「冒険あそび場」(東大和七森プレーパーク) / 小学3年生までは保護者同伴 / 6月14日(日)、7月12日(日)午前10時30分～午後4時 / 園下立野林

【バザー品提供のお願い】(みんなの会・第二みんなの家) / 6月28日(日)に開催する地域交流会へのバザー品の提供にご協力ください。人形、大型家具、古着、家電はご遠慮ください。園下二みん家の家 ☎042-567-0267



【女声コーラス会員募集】(コールグレイス) / 毎月金曜日午後1時30分～3時30分 / 園向原市民センター / 歌って心と身体のリフレッシュ / 9月発表会 / 四五百円 / 園高橋 ☎042-566-3846

【6月は「浸水対策強化月間」です。浸水への備えをお願いします。】  
東京都下水道局では、雨季に向かう6月を「浸水対策強化月間」と定め、安全なまちづくりにおける下水道の役割を理解していただくとともに、都民の皆さんに浸水への備えをお願いしています。  
汚水管に雨水が流れ込むと、道路上のマンホールや宅地内の汚水ますなどから汚水があふれ出すことがありますので、雨の日に宅地内や道路に溜まった雨水を流すために、汚水ますやマンホールの蓋を開けないでください。  
なお、東京の雨が一目でわかる「東京アメッシュ」をインターネットで検索すると降雨情報を確認するこ

## 官公署だより

とができます。園東京都下水道局流域下水道本部 ☎042-527-4828

【小平・村山・大和衛生組合からのお知らせ】小平・村山・大和衛生組合にて、現在進めている(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業に関して、川崎重工業(株)を代表企業とする事業者と契約を締結しました。契約金額は、建設工事と令和28年3月末までの運営維持管理委託を含めて46億8900万円(税込)です。新施設の稼働は令和7年10月から予定しています。園小平・村山・大和衛生組合 計画課 ☎042-341-4345



〈この時期見られる未熟なトマト〉  
問合せ 郷土博物館 ☎042-567-4800

## わがまちの風物詩 (261)

### セロ弾きのゴーシュ (宮沢賢治)

夜になると、ゴーシュの家に動物が訪ねてきます。ねこは、セロがへたなゴーシュをからかうように、未熟なトマトを持ってきて「これ、おみやげです」。  
ゴーシュは怒りますが、曲に表情が出てきます。かっこうから本当のドレミファを、ためぎの子からリズムを、野ねずみの親子からは、聴衆を想いながら弾く事を学びます。  
そして、演奏会当日…。ゴーシュは素晴らしい演奏をしました。  
ゴーシュにはドイツ語で、「ぶきつちよ」という意味もあるそうです。賢治は、誰もが輝く可能性を秘めている。そう考えていたのかも知れません。

## 今月の相談

- ▷法律相談／毎週金曜日、午前9時～正午
  - ▷登記相談／4日(木)、午後1時～4時
  - ▷不動産取引相談／11日(木)、午前9時～正午
  - ▷行政手続相談／11日(木)、午後1時～4時
  - ▷税務相談／18日(木)、午後1時～4時
  - ▷交通事故相談／25日(木)、午後1時30分～4時
  - ※以上予約制
  - ▷人権身の上悩みごと相談・行政苦情相談／当月中止
  - ※以上の問合せは、秘書広報課・内線1413まで。
  - ▷市民相談／月～金曜日、午前8時30分～午後5時／秘書広報課・内線1413
  - ▷多重債務相談／10日(木)、午後1時～4時15分〔5日(金)までに要予約〕／消費生活センター(地域振興課)・内線1713
  - ▷消費生活相談／毎週月・火・水・金曜日、午前10時～午後4時(予約優先)／消費生活センター(地域振興課)・内線1713
  - ▷男女共同参画相談／月～金曜日、午前9時～午後5時(予約制)／地域振興課・内線1715
  - ▷子育て総合相談／月～土曜日、午前9時～午後5時／子ども家庭支援センター ☎042-565-3651
  - ▷少年の非行等相談(専門)／25日(木)、午後1時～4時(予約制)／子ども家庭支援センター ☎042-565-3651
  - ▷ひとり親・女性相談／月～金曜日、午前9時～午後4時(予約制)／子育て支援課・内線1764
  - ▷福祉なんでも相談／月～金曜日、午前9時～午後5時／社会福祉協議会 ☎042-564-0012
  - ▷教育相談／月～金曜日、午前10時～午後5時(予約制)／さわやか教育相談室 ☎042-562-7911
  - ▷職業相談／月～金曜日、午前9時～午後5時／東大和就職情報室(市役所5階)・内線1194
  - ▷高齢者相談、高齢者虐待・養護者支援相談／月～土曜日、午前9時～午後5時、電話相談はいつでも可／高齢者ほっと支援センターいもくぼ ☎042-563-8777・きよはら ☎042-590-1138・なんがい ☎042-566-8133
  - ▷障害者相談／月～金曜日と第2・4土曜日、午前9時～午後5時(火・木曜日は午後6時30分まで)／総合福祉センターは～とふる ☎042-516-3982
  - ▷成年後見専門相談／25日(木)／今月は予約枠が埋まっていますので次回8月27日(木)をご利用ください／社会福祉協議会あんしん東大和 ☎042-590-0018
- [相談名／日時／場所／連絡先の順に掲載]

### <人口と世帯／2.5.1現在>

住民基本台帳	内外国人 住民数	前月比
男 41,987人	(484人)	17人増
女 43,345人	(708人)	49人増
計 85,332人	(1,192人)	66人増
4月の出生数 男34人 女18人		
世帯 39,407世帯		

# あなたのまちから



まちの話題をお寄せください…秘書広報課・内線1412まで

## ▶公式動画チャンネルで配信しています

市の公式動画チャンネルでは、自宅で楽しく過ごしていただくために「お家でチャレンジ」動画を配信しています。

高齢者の介護予防、健康維持を目的とした「東大和元気ゆうゆう体操」は、屋内でも実施できる介護予防体操です。動画では、立ち姿でも座っても行える体操を音楽に合わせてわかりやすく紹介しています。無理のない範囲で体を動かしてみましょう。

自宅でお子さんと楽しく過ごしていただくために、子ども家庭支援センター「かるがも」では、0歳児～幼児まで楽しめるくすぐり遊びや、体を動かして楽しむふれあい遊びなど、お子さんと一緒に楽しむ様々な遊びを紹介しています。

東大和市 Rondみんなの体育館の動画では、自宅でできるトレーニング方法を紹介しています。下半身を中心としたトレーニングで、一見簡単そうですが、じっくりと取り組むことで、しっかり筋肉が使われるトレーニングとなっています。

運動不足の解消や気分転換に、ぜひ動画を見てご家庭で楽しんでください。



## ◀市内に生息するトウキョウサンショウウオが特定第二種国内希少野生動植物に選定されました

市内に生息しているトウキョウサンショウウオが、種の保存法による特定第二種国内希少野生動植物に指定されました。トウキョウサンショウウオは狭山緑地の一部などで見られ、早春にクロワッサン型の卵のうを生み、初夏のころに上陸します。市役所内や学校、博物館で保全を目的とした飼育を行っていますので、皆さんもこの貴重な生き物をぜひ見守ってください。



### 市長コラム

新型コロナウイルスが社会に及ぼす影響

東大和市長 尾崎保夫

新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、働き方や地域での過ごし方など一人ひとりが生活の変容を求められています。この変容が一次的なもので終わるのか、新しい社会の仕組みとして定着していくのか、市政に携わるものとして気になる場所です。

5月4日、厚生労働省が「新しい生活様式」を公表しました。その実践例の一つとして、テレワークがあげられています。民間企業では、在宅勤務が中心となるテレワークの導入が進んでいます。現在のテレワークは、主に外出の自粛という点から進められてきています。それぞれが勤務する会社のオフィスが、子どもや家族のいる家庭の中に出現することになります。いずれ、遠くない時期に、「通勤ラッシュ」という言葉が過去のものになるかもしれません。

新型コロナウイルスが社会に及ぼす影響を見極めながら、行政自身も変化することが求められます。持続可能な市政を実現するため、これまで以上にリノベーション(改革)の気持ちを持って行政運営を行っていきたくと考えています。

広告